

休暇等一覧(概要) ※請求により必要と認められた場合に取得できます。詳細は総務課へ確認してください。☆は勤務条件により付与されない場合があります。(R7.4.1現在)

休暇等の種類		取得事由	期間	
			正規職員・臨時的任用職員	会計年度任用職員
年次有給休暇		問わない	1年度において20日 (1日又は1時間)	勤務日数に応じて付与 (1日又は1時間)
特別 休暇	公民権行使	選挙権等の公民権の行使をする場合	必要と認められる期間	必要と認められる期間
	官公署出頭	裁判員等として官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間	必要と認められる期間
	骨髄等ドナー	骨髄又は末梢血幹細胞の提供者となる場合	必要と認められる期間	必要と認められる期間 【無給】
	ボランティア	ボランティア活動に参加する場合	1年度において5日の範囲内の期間	なし
	結婚	結婚する場合	結婚の日の7日前の日から結婚の日後1ヶ月を経過する日までの間で8日の範囲内の期間	結婚の日の7日前の日から結婚の日後1ヶ月を経過する日までの間で連続する5日の範囲内の期間
	出生サポート	不妊治療に係る通院等をする場合	1年度において5日(体外受精その他市長が定める事由については10日)の範囲内の期間(1日又は1時間)	1年度において5日の範囲内の期間
	産前	産前の場合	8週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産する予定である女性職員が出産の日までに申し出た期間	6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産する予定である女性職員が出産の日までに申し出た期間
	産後	産後の場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
	保育時間	生後1年に達しない子を保育のために授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間	1日2回それぞれ30分以内の期間 【無給】
	妻の出産	妻が出産する場合	妻の出産に伴う入院等の日から、出産日後2週間を経過する日までの期間における5日の範囲内の期間(1日又は1時間)	妻の出産に伴う入院等の日から、出産日後2週間を経過する日までの期間における2日の範囲内の期間
	男性の育児参加	妻が出産する場合であって、出産に係る子又は未就学児を養育する場合	出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日から当該出産日後1年を経過する日までの期間における5日の範囲内の期間(1日又は1時間)	出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日から当該出産日後1年を経過する日までの期間における5日の範囲内の期間
	子の看護等	小学校3年生までの子の学校の休業に伴う世話、式典等への参加、疾病等に伴う看護する場合	1年度において5日(小学校3年生までの子が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間(1日又は1時間)	1年度において5日(小学校3年生まで子が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間(1日又は1時間)☆ 【無給】

休暇等の種類		取得事由	期間	
			正規職員・臨時的任用職員	会計年度任用職員
	短期介護	負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子等（要介護者）の短期の介護その他の世話をする場合	1年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間（1日又は1時間）	1年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間（1日又は1時間） ☆ 【無給】
	忌引	親族が死亡した場合	親族に応じて定める連続する日数の範囲内の期間	親族に応じて定める連続する日数の範囲内の期間
	父母の追悼	父母を追悼する場合	1日の範囲内の期間	なし
	夏季休暇	夏季における心身の健康の維持・増進等の場合	7月から9月までの期間における5日の範囲内の期間	7月から9月までの期間における勤務日数に応じて定める日数の範囲内の期間
	現住所の滅失等	災害による現住居の滅失・損壊等の場合	7日の範囲内の期間	7日の範囲内の期間
	出勤困難	災害・交通機関の事故等により出勤が困難な場合	必要と認められる期間	必要と認められる期間
	退勤途上	災害・交通機関の事故等に際して、退勤途上の危険を回避する場合	必要と認められる期間	必要と認められる期間
	リフレッシュ休暇	勤続15年、20年、25年、30年、35年、40年に達した場合	連続する3日の範囲内の期間	なし
	家族休暇	本人及び家庭の記念日、家族の看護、職員が知識及び教養を高めるための活動、子の学校行事への参加等の場合	1年度において3日の範囲内の期間	なし
	妊娠中の休息・捕食	妊娠中の女性職員が、母体・胎児の健康保持のため休息又は捕食が必要な場合	（職務専念義務免除）	必要と認められる時間
	妊産婦の保健指導・健康診査	妊娠中または産後1年以内の女性職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康審査を受ける場合（回数制限あり）	（職務専念義務免除）	必要と認められる時間
	妊娠中の通勤緩和	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	（1日1時間以内で必要と認められる時間を職務専念義務免除）	1日1時間以内で必要と認められる時間
	妊娠疾病	女性職員が母子健康法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	（病気休暇）	必要と認められる時間 【無給】

休暇等の種類	取得事由	期間	
		正規職員・臨時的任用職員	会計年度任用職員
病気休暇 ※会計年度任用職員は特別休暇	負傷又は疾病があり、その療養のために勤務しないことがやむを得ない場合	勤務しないことがやむを得ないと認められる必要 最小限の時間(90日以内)	勤務日数に応じて定める期間 ☆ 【有給】
	女性職員が生理日における就業が著しく困難な 場合	必要と認められる期間	必要と認められる期間 【無給】
	公務上の負傷又は疾病のため療養する必要が あり、勤務しないことがやむを得ない場合	必要と認められる期間	必要と認められる期間 【無給】
介護休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間に わたり日常生活を営むのに支障がある配偶者、 父母、子等(要介護者)の介護をする場合	要介護者状態ごとに通算6ヶ月(3回まで分割可 能)の期間内において必要な期間 【無給】	要介護状態ごとに通算して93日(3回まで分割可 能)の期間内において必要な期間 ☆ 【無給】
介護時間	負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間に わたり日常生活を営むのに支障がある配偶者、 父母、子等(要介護者)の介護をする場合	要介護者状態ごとに連続する3年の期間内におい て必要な期間(1日2時間まで) 【無給】	要介護者状態ごとに連続する3年の期間内におい て必要な期間(1日2時間まで) ☆ 【無給】
育児休業	子を養育する場合	3歳に達する日まで 【無給】※臨時的任用職員は対象外	1歳に達する日まで ☆ 【無給】
部分休業	子を養育する場合	小学校就学の始期に達するまで、30分単位で合 計2時間まで 【無給】	3歳に達する日まで、30分単位で合計2時間まで ☆ 【無給】
育児短時間勤務	子を養育する場合	小学校就学の始期に達するまで、いくつかある勤 務の形態から選択 【無給】※臨時的任用職員は対象外	なし
早出遅出勤務	子を養育する場合、要介護者の介護をする場合	1日の勤務時間を変えずに始業時間を日ごとに設 定する	なし

<参考条例・規則>

- 犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- 犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- 犬山市職員の育児休業等に関する条例施行規則
- 犬山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則